
第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進



世界各国から食品が輸入されている

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

1 食品等の規格基準,表示

清涼飲料水や食肉製品,冷凍食品等については,規格基準の設定などを通じて安全性の確保に努めているが,特に,農産物輸入量の増大,使用される農薬の種類増加等により,収穫後(ポスト・ハーベスト)に使用される農薬も含め,食品の残留農薬について基準の整備を進めることが強く求められている。このため,平成3年9月には41品目について,残留基準設定のための諮問を食品衛生調査会に行い,同年12月にはこのうち34品目について食品衛生調査会残留農薬毒性合同部会より基準値(案)の報告が行われた。

食品添加物の表示については,食品衛生調査会の答申や,国際動向をも考慮して充実させ,使用した食品添加物は,原則としてすべて表示対象とし,併せて用途名も表示することとした(平成3年7月1日より実施)。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

2 輸入食品対策

食品の輸入件数が大幅に増加していることから、検疫所の食品衛生監視員について、平成2年度の99名から平成3年度には143名と44名の大幅増員を行った。また、検査内容の高度化、多様化に対応するため、横浜に「輸入食品・検疫検査センター」を新設するなど、監視・試験検査体制の充実強化を行っている。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

3 食鳥肉対策

食鳥肉については、従来、牛、豚のような検査制度がなかったが、平成2年6月、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が成立し、食鳥処理業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受け、一定の構造設備基準及び衛生管理基準を遵守しなければならなくなった。

また、同法により、平成4年4月1日から、食鳥肉は、原則として獣医師である食鳥検査員による1羽ごとの疾病検査を受けた後でなければ食品として流通できなくなり、一方、輸入食鳥肉についても輸出国政府機関が発行する衛生証明書の添付が義務付けられることとなった。これによって、より安全で衛生的な食鳥肉を消費者に提供することが可能となった。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

4 新しい機能をもつ食品

平成3年7月に「栄養改善法施行規則」を一部改正し、いわゆる機能性食品も含め、保健上の効果が期待される食品であって、食生活の改善、医学・栄養学的に適切な情報の提供、過剰摂取障害の防止等に十分配慮したものを「特定保健用食品」として許可することとした(平成3年9月1日より実施)。この結果、消費者に対して、保健の用途などについて適切な情報の提供が可能となった。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

1 環境衛生関係営業の振興

飲食店,理髪店,美容院,クリーニング店などの環境衛生関係営業(平成2年末現在約248万施設)は,国民生活に身近なところで貢献している。しかし,その大部分は,厳しい経営環境にさらされているだけでなく,サービスの内容等について衛生上の問題を生じる場合もある。このため,各業種ごとに振興指針を策定し,環境衛生金融公庫によって長期かつ低利の融資を行うことと併せて,(財)環境衛生営業指導センターによる経営指導,相談を行い,公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に努めている。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

2 居住環境の向上

店舗や事務所などの多くの人々が利用する一定規模以上の建築物については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、空気環境の調整、給排水の管理や清掃等に関する「建築物環境衛生管理基準」を定め、衛生的環境を確保している。さらに厚生省としては、超高層ビル、インテリジェントビルといった新しい形態のビルの増加など最近の建築物環境衛生を取り巻く状況の変化に対応するため、必要な検討を行っている。

また、昭和63年度から「健康リビング推進対策事業」として、建築物内の給排水、ダニ、空気環境等に関し、衛生上留意すべき事項等を示した「健康リビング実践ガイドライン」の作成を行ってきており、その普及により、より快適で健康的な居住環境の確保を目指している。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

3 合併処理浄化槽の普及促進

台所、風呂等からの生活雑排水をし尿と併せて処理できる合併処理浄化槽は、従来から家庭用の浄化槽として用いられている単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)に比べ、処理性能もよく、また、手軽に設置できることから、公共用水域の水質汚濁防止の有効な手段として大きく期待されている。

厚生省では、新たに設置される浄化槽等を合併処理浄化槽にしていくことが生活排水対策として望ましいという観点から、平成3年度においては、引き続き、合併処理浄化槽の設置者に対する市町村の助成事業(合併処理浄化槽設置整備事業)に対して補助を行っている。また、浄化槽の適正かつ総合的な管理システムを作ることが今後の重要な課題となっている。

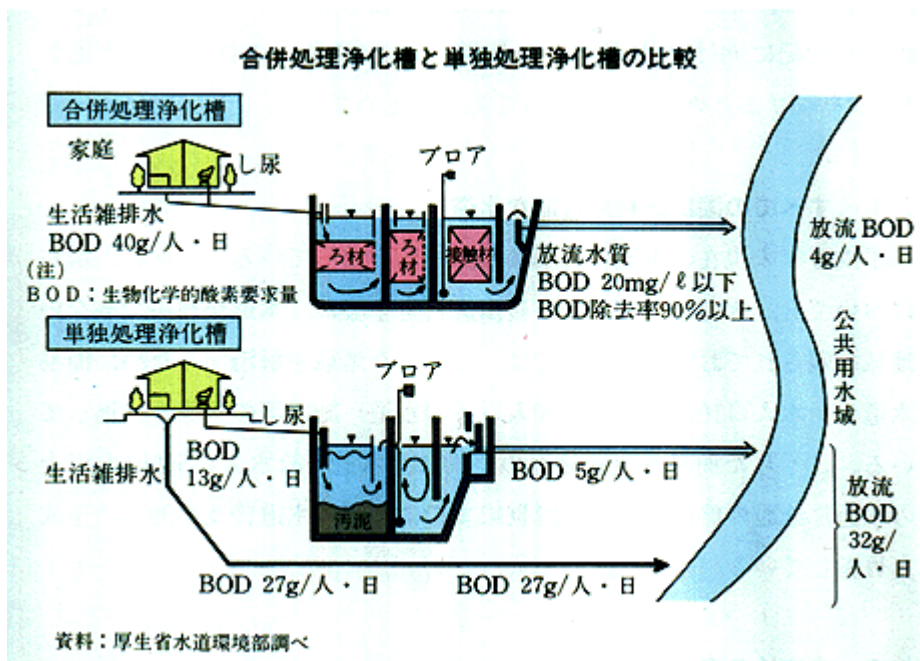
水洗化の状況

水洗化の状況

(昭和63年度)

	全国の水洗化人口	約 7,580万人	総人口比62%
内 訳	浄化槽利用人口	約 3,330万人 (約 635万基)	総人口比27%
	下水道利用人口	約 4,250万人	総人口比35%

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

4 化学物質の安全確保

化学物質の安全確保については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、蓄積性、難分解性及び長期毒性を考慮し、必要なものについては指定化学物質等として指定し、一定の規制を行うことにより、環境汚染防止対策を推進している。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 頼れる水道を目指して

平成2年11月,生活環境審議会より厚生大臣に対し,「今後の水道の質的向上のための方策について」と題する答申がなされ,それを受けて厚生省では,今後の水道整備の長期的な目標策定のため,平成3年6月に「21世紀に向けた水道整備の長期目標」(通称「ふれっしゅ水道計画」)を取りまとめ,それに沿って施策を進めている。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 頼れる水道を目指して

1 すべての国民が利用可能な水道

平成2年末現在の水道普及率は、94.7%となっている。しかし、現在においても、水道普及率の低い農山漁村を中心に、水道が利用できない地域も残されており、厚生省では、こうした地域を解消するため、簡易水道(給水人口101人以上5,000人以下の水道)施設等の整備を推進している。こうした簡易水道施設等の整備に上水道(給水人口5,001人以上の水道)施設の整備を加え、21世紀までに全国の水道普及率99%の達成を目指している。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 頼れる水道を目指して

2 安定性の高い水道

(1) 水道水源の開発

日本の水道水における取水割合は、河川水からの取水の割合が高くなっているが、その内訳をみると、昭和63年までは、年々不安定取水(取水を行う権利が、ある一定の条件のときにしか認められていない取水)の割合が高くなっており、渇水などの影響を受けやすい状態となっている。

このため、ダム建設等により必要な水源を確保し、渇水時の水道への影響が最小限に抑えられるよう努めている。

(2) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

我が国の水道施設は、昭和30～40年代に整備されたものが多く、現在ではその老朽化が急速に進み、早急な更新が必要となっている。

また、浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化を実施し、水道システム全体の安定性を高めることも必要である。

(3) 緊急時給水拠点の確保

大規模な災害発生時等の緊急時における給水拠点の機能を確保するため、配水池の増設及び配水施設の一部となる緊急用貯水槽の設置を推進する「緊急時給水拠点確保事業」を平成3年度から実施している。

第1編

第3部 厚生行政の動き

第3章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 頼れる水道を目指して

3 安全な水道

(1) 高度浄水施設の整備

これまでの処理技術では、水道水の異臭(かび臭)の除去は十分には行えなかったが、活性炭処理、オゾン処理、生物処理等の技術を活用した高度浄水施設の整備を一層推進することにより、おいしい水の供給を実現していくこととしている。

(2) 直結給水対象の拡大

我が国の水道は、配水圧力の関係で2階までしか直結給水できないのが現状であり、高層建築物の場合には、屋上等に配置されている受水槽を介して給水を行っているため、受水槽の管理のわずらわしさなどから、衛生問題が生じる場合がある。

このため、厚生省では、建築物の高層化に対応して配水圧力を向上させ、3階以上、さらには先進諸国並の5階以上にまで直結給水が行えるようサービスの向上を推進することとしている。
